

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成18年12月19日

千葉市長 鶴岡 啓一

千葉市条例第54号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正
する条例

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉市
条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

別表第1胞衣及び産褥汚物の項を削り、同表その他の一般廃棄物の項
中「24円」を「36円」に、「4,800円」を「7,200円」に、
「14円」を「20円」に、「2,800円」を「4,000円」に改
める。

別表第2中「24円」を「36円」に改める。

別表第3中「14円」を「20円」に、「2,800円」を「4,
000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第21条
第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関
する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1及び別
表第3の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬
及び処分に係る手数料並びに産業廃棄物の処分に係る費用（以下この
項において「一般廃棄物処理手数料等」という。）について適用し、
同日前の一般廃棄物処理手数料等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に市が収
集、運搬及び処分の申込みを受けた場合の手数料について適用し、同
日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた場合の手数料につい
ては、なお従前の例による。